

Seiwa Global Reports (SBC-Japan, SSBC-Shanghai, VSBM-Vietnam)

Vol. 9 31.January. 2009

増値税条例の改正

中国

中華人民共和国（以下、「中国」とします。）では、国家と地方政府の税収のおよそ 7 割を消費課税が占めるといわれます。この度、消費課税の中核である増値税について改正が実施されました。その増値税の改正について、施行時期・改正のポイント・改正の背景について、簡単にご紹介いたします。

1. 施行時期

中国国務院（日本の内閣に相当）は、2008 年 11 月 10 日付で中華人民共和国増値税暫定条例（以下、「増値税条例」とします。）の改正を公布し、改正増値税条例が 2009 年 1 月 1 日より施行されることとなりました。

【注】中国では、全国人民代表大会（日本の国会に相当）にて採択される法律の「増値税法」は存在せず、増値税の課税は国務院により交付された増値税条例の規定に基づいて行われています。

2. 改正のポイント

① 固定資産購入に係る仕入増値税額控除

日本の消費税法では、企業が固定資産を購入した場合は課税仕入として、その固定資産購入に係る消費税額の仕入税額控除が行われます。しかし、中国のこれまでの増値税条例では、固定資産購入に係る仕入増値税額を要納税額から控除することは認められていませんでした。今回の改正では、この点について、原則として固定資産購入に係る仕入増値税額を、要納税額から控除することが認められることとなりました。

ただし、企業の設備投資とは関連性の薄い自己使用品目（例えば、乗用車、遊覧船等）にかかる仕入増値税額についての要納税額からの控除は、今回の改正によっても認められないこととされています。

② 小規模事業者の増値税率低減

増値税条例における増値税の納付者区分には、「一般納税者」と「小規模納税者」が存在し、納付税額はその区分にしたがって計算されます。

「一般納税者」の納付税額の計算において、仕入増値税額を要納税額から控除することが認められる（納付税額＝売上増値税額－仕入増値税額）のに対して、「小規模納税者」の納付税額の計算においてはそれが認められず、その代わりとして、売上に対する仕入増値税額を考慮した増値税率が適用され、その税率により納税額は計算（納付税額＝売上高×税率）されます。

改正前の当該税率は 6%となっていました。税率の調整が国務院の決定に委ねられていたことから、実際には工業企業 6%、商業企業 4%として運用されていました。しかし、実務上、「小規模納税者」に認定される企業を分類することは非常に難しい状況でした。

今回の改正では、「小規模納税者」に適用される増値税率は業種に関係なく一律 3%と低減されました。

《増値税納付額の計算方法》

時期		2008 年 12 月 31 日まで	2009 年 1 月 1 日より
納税者区分	一般納税者	売上増値税額－仕入増値税額	
	小規模納税者	工業企業 売上高×6% 商業企業 売上高×4%	売上高×3%

3. 改正の背景

改正前の増値税は、その担税力を消費行為ではなく生産行為に見出していたため「生産型方式」と呼ばれ、企業が設備投資を行う際、設備購入にかかる仕入増値税は要納税額から控除することが認められていませんでした。しかし、これが企業の増値税負担を増加させる要因となっており、企業の技術革新に向けた積極投資を制約する原因ともいわれていました。

ここ数年の経済環境の変化に伴い、「増値税の生産型から消費型へ」との要望が増大、また、折からの国際金融危機の中、景気回復のために企業の設備投資を誘引し、内需拡大を促進することは、目下中国の経済政策の最重要課題であることから、早急に増値税制度改革を行う必要があり、今回の改正に及んだものといえます。

この改正は、中国政府が基幹税である増値税について、従来の「生産型」から「消費型」へ移行する意思を明確に表明したものだといえます。

（上海成和ビジネスマネジメント—SSBC）

Seiwa Global Reports は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 岐阜事務所 渡辺会計事務所 / 株式会社成和ビジネスマネジメント 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 Tel 058-295-7077 Fax 058-295-7078
- 上海事務所 上海成和ビジネスマネジメント 上海市長寧区長寧路 855 号亨通国際大廈 12 楼 Tel +86-21-5237-6737 Fax +86-21-5238-2779
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27, Thu Khoa Huan St., P. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel +84-8-3246-0868